## $\bigcirc$ 玉 土 交 通 省告 示 第 七 百 五. + 六 号

性 準 法 建 確 施 築 行 か 基 令 準  $\emptyset$ 第 法 ることが 八 施 + 行 令 で 条 各号 昭 和 構 及 + 造 び 計 同 五 令 算 年 第  $\mathcal{O}$ 政 基準 令 八 第三 + \_ -を定め 条 百三十八  $\mathcal{O}$ る件 兀 に 号) 定めるところ 平 成 第 + 八 · 九 年 + \_\_ 国 に 条 ょ 土 第 交通  $\equiv$ る 構 項 省告示 造  $\mathcal{O}$ 計 規 定 算 第 と に 基 八 同 等 百三十二号) づ き、 以 上 に 建 · 安 全 築 基

 $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ うに 改 正 す る。

を

きる

令 和  $\equiv$ 年 六 月  $\equiv$  $\overline{+}$ 日

玉 土交 通 大 臣 赤 羽 嘉

次  $\mathcal{O}$ 表 に より、 改 正 前 欄 に 撂 げ ´る規· 定 の傍ば 線 を付 した部分をこれ に 対 応す る改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

 $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ように 改  $\Diamond$ る。

- 交通大臣が指定した構造計算の基準とする。	とができるものとして国土交通大臣が指定したものに限る。)とする。
土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部 土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項第一号ロ20の規定により国 十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項第一号ロ20の規定により国確かめることができる構造計算の基準は、建築基準法施行規則(昭和二帝がめることができる構造計算の基準は、建築基準法施行規則(昭和二帝第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を一つ、 第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条各号及び同いう。)第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条各号及び同いう。)第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条各号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条各号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条各号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条各号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条名号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条名号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条名号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条名号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条名号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、 同令第八十二条名号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、 同令第八十二条名号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、 同令第八十二条名号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、 同令第八十二条名号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、 同令第八十二条名号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、 同令第八十二条名号及び同な、 第八十一条第三項の規定に基づき、 日本のは、 第八十二条第三項の規定に基づき、 日本のは、 第八十二条第三項の規定に基づき、 日本のは、 第八十二条第三項の規定に基づき、 日本のは、 第八十二条第三項の規定により、 第八十二条名号及び同じな、 第八十二条名号及び同じな、 第八十二条名号及び同じな、 第八十二条名号及び同じな、 第八十二条名号及び同じな、 第八十二条第三項の規定により、 第八十二条第三項の規定により、 第八十二条第三項の規定により、 第八十二条第三項の規定に基づき、 同令第八十二条名号及び同じな、 第八十二条第三項の規定に基づき、 同令第八十二条名号及び同じな、 第二項の規定に基づな、 第二項の規定に基づなのは、 第二項の規定に基づな、 第二項の規定に基づなのに、 第二項ののに、 第二項の規定に基づなのに、 第二項の規定に基づなのに、 第二項の規定に基づなのに、 第二項の規定に基づなのに、 第二項の規定に基づなり、 第二項の規定に基づなり、 第二項ののに、 第二項ののに、 第二項ののに、 第二項ののに、 第二項ののに、 第二項ののに、 第二項のに、 第二項ののに、 第二項のの	土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項第一号ロ2の規定により国確かめることができる構造計算の基準は、建築基準法施行規則(昭和二確かめることができる構造計算の基準は、建築基準法施行規則(昭和二建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」と建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」と
改正前	改正後

## 施 行 附 期 則

この告示は、 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か ら施行する。

1

(経過措置)

2 けて ١,  $\bigcirc$ 告示の る構造 計 施 算 行  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 基 際 現 準 ・は、この (C 建築基  $\mathcal{O}$ 告 準 示 法 に 施 よる改 行 規則 第一 正 後 条  $\bigcirc$ の 三 平 成 第一 +九 年 項 国 第 土 一交通 号 口 省 (2) 告  $\bigcirc$ 示 規 第八百三十二号の 定による指定を受

規定による指定を受けた構造計算

の基準とみなす。

- 3 -